

自転車の歩道通行が誘発する交通違反について

岩手県立大学 学生会員 ○高橋慶多
 岩手県立大学 フェロー会員 元田良孝
 岩手県立大学 正会員 宇佐美誠史

1.はじめに

自転車は環境的にも健康的にも良い乗り物であり、自転車の利用が盛んになっている。自転車は道路交通法上軽車両として扱われるため、車道通行が原則であるが、標識等によって定められた区間等は歩道を通行することが認められている。しかしながら、自転車の歩道通行を認め、自転車が歩道と車道を自由に出入り可能な現状は交通違反を誘発している可能性がある。そこで、本論文では交差点の行動に着目し、交差点における自転車利用者の挙動を分析して、歩道通行と交通違反の関係について考察する。

2.交差点の自転車の行動と交通違反

交差点での自転車の動きは複雑である。例えば歩道を走ってきた自転車が横断歩道を通り横断する方法や、車道を走ってきた自転車が歩道に入り交差点を横断するなどである。これらの行動の中から歩道通行を許しているが故に違反を誘発している可能性のあるケースを抽出して分析を行った。赤信号時に車道を通行して交差点を直進しようとする自転車の経路は図1、表1のように分類される。

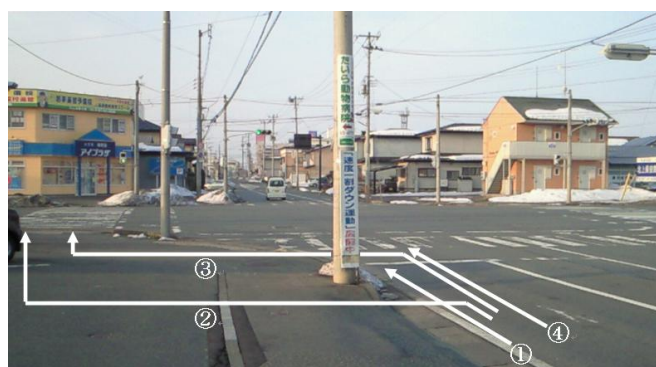


図1.交差点における経路(歩道通行可の場合)

表1.経路の定義

経路1	歩道に入らず停止線より前で停止する
経路2	停止線より前で歩道に入る
経路3	停止線より後で歩道に入る
経路4	歩道に入らず停止線より後で停止する

これらのケースで交通違反は③、④（停止位置義務違反）で、②は違反ではないものの歩道に上ることによって停止位置義務違反を回避している。

3.観測方法

岩手県北上市の県立黒沢尻北高等学校付近の信号のある交差点で自転車利用者の挙動を観測した。観測にあたって注目したのは車道左側を通行している自転車が歩道に入るか否かと、入る位置、並びに経路である。観測期間が冬季なので自転車の数自体が少ないため、数日間同じ交差点を観測して集計および分析を行った。

自転車の観測は平成24年1月に4日、2月に5日、3月に2日計11日間行った。観測時間は朝の7時から8時30分までの90分間で、歩道が積雪や凍結等の影響でコンディションが悪く、走行が不可能であった日は条件が違うものとみなして分析対象からは除外したので、分析に用いたのは9日間であった。

なお、観測場所が高校付近ということもあり、観測対象のうち77%は高校生であった。

4.観測結果

交差点における経路を示したのが図2である。なおここでの対象は信号が赤の時に交差点に到着した自転車である。

キーワード 自転車、交通違反、歩道通行

連絡先 020-0193 岩手県岩手郡滝沢村滝沢字菓子 152-52 Tel 019-694-2732 g041h062@s.iwate-pu.ac.jp

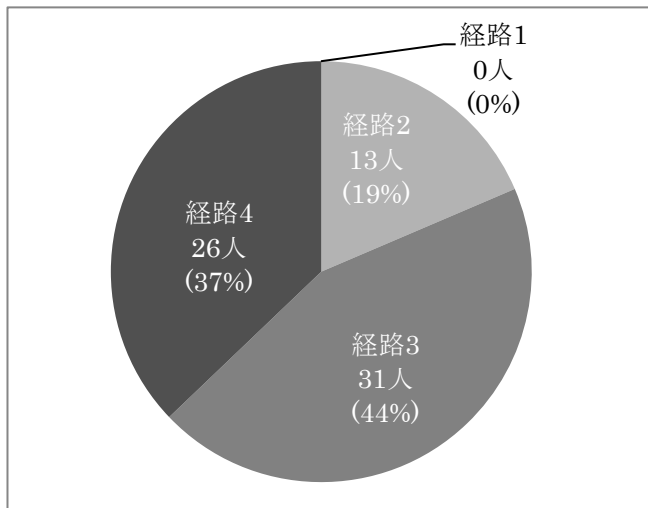


図 2.経路の割合(N=70)

図 2 より、直進する自転車が赤信号の交差点に来た時、経路 3 の停止線を越えた位置で歩道に入る人が全体のうち 4 割以上を占めており、最も多いことがわかる。歩道に入らずに停止線を越えた位置で停止している経路 4 の自転車も経路 3 に次いで多いが、最も多いのは経路 3 であり、このことから経路 2 を除く全体の 8 割は違反を犯している。

また、法律を遵守し停止線の前で停止する自転車は皆無であった。

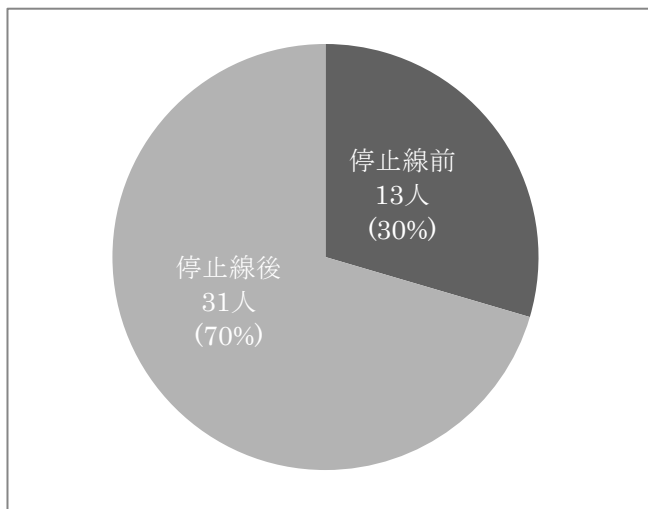


図 3.歩道に入った位置の割合(N=44)

さらに、図 2 のうち歩道に入った自転車の進入位置を整理したものを図 3 に示すが、およそ 7 割が停止線を越えた位置から歩道に入っていることがわかる。この理由は横断歩道部分の歩道が切り下げられているため、進入しやすいからと考えられる。

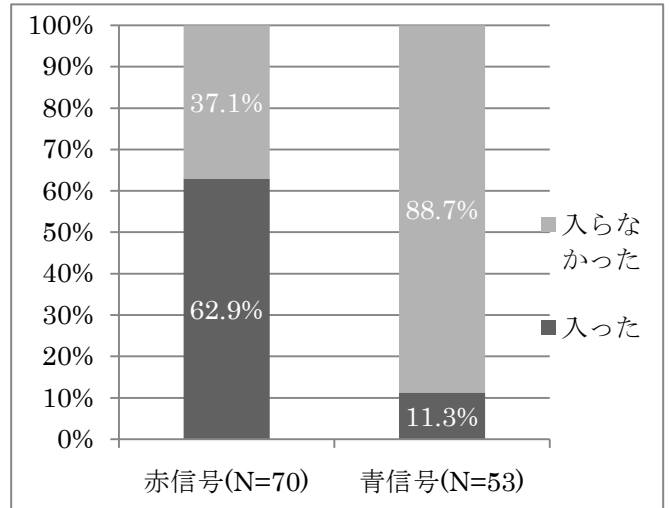


図 4.信号別の歩道進入率

図 4 は赤信号の時と青信号の時での自転車の歩道進入率を示しているが、信号が赤の際は歩道に入る人が 6 割を超えているのに対して、信号が青の時に歩道に入る人は約 1 割であることから、赤の時では行動が違うことが明らかである。この理由は赤信号の時に歩道に進入すると停止線を越えて前に出ることができること、歩道で横断ができることの 2 ケースが考えられる。

図 2～図 4 から、自転車の歩道通行を認め、自転車が車道と歩道を自由に出入りできる現状は自転車の経路を複雑化し、交通違反を誘発しているのではないかと考えられる。

5.終わりに

今回は直進する自転車に関して分析したところ、自転車の歩道通行を認めていることは交通違反を誘発している可能性があった。今後も観測を続け、直進だけでなく右折や左折をした人についても十分なサンプルを観測して、経路別の交通違反についても分析をしたい。

さらに交差点以外での交通違反として右側通行についても分析する予定である。具体的には、進行方向に対して右側の歩道を通行している自転車が前方の障害物や人を避けるために車道に出るケースである。これも、歩道通行を認め、車道と歩道を自転車が自由に出入りできる環境が交通違反を誘発している現象と考えられる。